様式第８５号

**消費税等調査表**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （１／２） | | | | 調査者 | |  | 年月日 |  |
| 都道　　　　　郡　　　　　　　　　　　町  　　　　　府県　　　　　市　　　　　区　　　　　村　　　　　大字 | | | | | | | | |
| 調査対象者 | 住所 | | 都道　　　　郡　　　　　町  　　　　府県　　　　市　　区　　村　　　　大字 | | | | | |
| 氏名又は  法人・代表者名 | |  | | | | | |
| 調査対象物件名・用途 | | | | | 調査対象物件の資産の区分 | | | |
|  | | | | | □　事業用資産  　□　家事共用資産 | | | |
| 基準期間 | | 年　　月　　日　　～　　　　　　年　　月　　日 | | | | | | |
| 前年(個人)又は  前事業年度　＊ | | 年　　月　　日　　～　　　　　　年　　月　　日 | | | | | | |
| 調査・収集した資料 | | □　前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」  　□　基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」  　□　基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」  　□　消費税簡易課税制度選択届出書  　□　消費税簡易課税制度選択不適用届出書  　□　消費税課税事業者選択届出書  　□　消費税課税事業者選択不適用届出書  　□　消費税課税事業者届出書  　□　消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書  　□　法人設立届出書  　□　個人事業の開廃業等届出書  　□　消費税の新設法人に該当する旨の届出書  　□　消費税課税事業者届出書（特定期間用）  　□　特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）  　□　特定新規設立法人に該当する旨の届出書  　□　高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書  □　適格請求書発行事業者登録に係る通知書  □　適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書  　□　その他の資料 | | | | | | |

（注）１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番縦とする。

　　　２　本調査表には、表１－１若しくは表１－２「消費税等相当額補償の要否判定フロー」を添付すること。

（２／２）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 本則課税事業者関係 | 資料 | 前年（個人）又は前事業年度の  「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 | | | | | □　有（下記へ）  □　無 | |
| 「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書類」の有無及び承認割合について  ※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税資産）である場合のみ収集する。 | | | | | □　有（個別対応方式の  　　　　共用資産へ）  □　無（下記へ） | |
| 補償用  課税売上割合 | ①　課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き）　　　　　　　　　　　　円  ②　資産の譲渡等の対価の額（税抜き）　　　　　　　　　　　　　　円  ③　土地買収代金額等  　　（区分地上権、地役権設定代金を含む）　　　　　　　　　　　　円 | | | | | | |
| 補償用課税売  上割合の算出  ①／(②＋③) |  | ①　　　　　　　　　　　　　　　　　円 | | |  | | ＝　　　　　　　　％ |
|  | ②　　　　　　　円＋③　　　　　　　円 | | |  | |
| 補償用課税売  上割合の率 | 補償用課税  売上割合率 | | | □　９５％以上である  □　９５％未満である（下記へ） | | | |
| 補償用課税  売上高 | 補償用課税  売上高の額 | | | □　５億円超えである（下記へ）  □　５億円以下である | | | |
| 採用方式 | 前年又は前事業年度の  「消費税及び地方消費  税確定申告書（控）」 | | | □　一括比例配分方式を採用している  　　（一括比例配分方式へ）  □　個別対応方式を採用している  　　（個別対応方式へ） | | | |
| 個別対応方式 | 補償対象物件 | | | □　イ　課税売上げにのみ対応するもの  □　ロ　非課税売上げにのみ対応するもの  □　イ及びロに共通するもの（下記へ） | | | |
| 個別対応方式  の共用資産 | 一  部  補  償 | | 消費税相当額×（１－補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合）  　　　　　円×（１－０．　　　　　　　　）＝ | | | | |
| 一括比例配分  方式 | 消費税相当額×（１－補償用課税売上割合）  　　　　　円×（１－０．　　　　　　　　）＝ | | | | |

表１－１

**消費税等相当額補償の要否判断フロー（標準）**

※５

課税売上割合が95％以上かつ

課税売上高が５億円以下か

※３

基準期間の課税売上高が5,000万円

以下か

※１

基準期間の課税売上高が

1,000万円以下か

ＳＴＡＲＴ

〔課税事業者〕

YES

NO

NO

法　人　か

YES

YES

NO

YES

NO

※２

課税事業者を選択してい

るか

NO

YES

YES

個人事業者の

事業用資産か

※４

簡易課税制度を選択しているか

YES

NO

イ　課税売上にのみ対応するものか

〔家事用資産〕

※８

特定期間の課税売上高又

は給与等支払額総額が

1,000万円以下か

NO

消費税額を区分する

課税仕入れ等に係る

NO

※６

仕入控除税額の計

算方法は、個別対

応方式か

ロ　非課税売上にのみ対応するものか

YES

NO

YES

ハ　イ及びロに共通するものか

〔免税事業者〕

一括比例

配分方式

消費税相当額の補償不要

消費税相当額の全部を補償

※７

消費税相当額の一部を補償

(注)　① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。

(注)　② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。

(注)　③ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

表１－２

**消費税等相当額補償の要否判断フロー**

**（国若しくは地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等の場合）**

・国の特別会計

・地方公共団体

　の特別会計

・消費税法別表

　第三に掲げる

　法人

　（公共法人、

　公益法人等）

・人格のない社

　団等

※５

課税売上割合が95％以上かつ

課税売上高が５億円以下か

※３

基準期間の課税売上高が5,000

万円以下か

※１

基準期間の課税売上

高が1,000万円以下

か

〔課税事業者〕

NO

NO

NO

YES

YES

YES

NO

YES

※４

簡易課税制度を選択しているか

YES

※２

課税事業者を選択し

ているか

イ　課税売上げにのみ

　対応するものか

NO

消費税額を区分する

課税仕入れ等に係る

ＳＴＡＲＴ

※８

特定期間の課税売上

高又は給与等支払額

総額が1,000万円以

下か

ロ　非課税売上げにの

　み対応するものか

※６

仕入控除税額の

計算方法は、個

別対応方式か

NO

YES

ハ　イ及びロに共通す

　るものか

〔免税事業者〕

YES

・国の一般会計

・地方公共団体

　の一般会計

NO

一括比例

配分方式

※７

消費税相当額の一部を補償

消費税等相当額の補償不要

消費税等相当額の全部を補償

(注)　① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税等相当額をいう。

(注)　② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。

(注)　③ 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等は、特定収入割合が５％を超える場合には、仕入控除税額が調整される。したがって、調整が行われる場合は、その調整される部分の消費税等相当額の補償が必要となる。

**〔留意事項〕**

※１

(１)　基準期間

　　個人事業者…その年の前々年

　　法　　　人…その事業年度の前々事業年度（その前々事業年度が１年未満である法人については、その事業年度開始の日の２年前の日の前日から同日以後１年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）

(２)　基準期間のない法人の納税義務

　　　その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法人を除く。）のうち、その事業年度（課税期間）開始の日における資本又は出資の金額が1,000万円未満の法人（新規設立法人）については、その基準期間がない事業年度の納税義務が免除される。ただし、新規設立法人のうち、次の①及び②のいずれの要件にも該当する特定新規設立法人についてはその基準期間がない事業年度の納税義務が免除されない。

　　特定新規設立法人の要件

　　①その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50％超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること

　　②①の他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間（基準期間相当期間）における課税売上高が５億円を超えていること

(３)　収集資料（次の資料のうち、判定に必要となる資料を収集する。）

　　①　基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」等

　　　　―基準期間が免税事業者の場合

　　②　基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等

　　　　―基準期間が課税事業者の場合

　　③　「法人設立届出書」又は「個人事業の開廃業等届出書」

　　④　「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」

　　⑤　「消費税課税事業者届出書」又は「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」

　　⑥　その他必要となる資料

※２　収集資料（次の資料のうち、判定に必要となる資料を収集する。）

　　①　「消費税課税事業者選択届出書」又は「消費税課税事業者選択不適用届出書」

　　②　「高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書」

高額特定資産又は自己建設高額特定資産の仕入れ等を行った場合は、当該高額特定資産等の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から一定の期間について、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用が制限されるため、課税事業者を選択していない場合でも、原則として課税事業者になる。

　　③　その他必要となる資料

※３，４　収集資料（次の資料のうち、判定に必要となる資料を収集する。）

　　①　基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等

　　②　「消費税簡易課税制度選択届出書」又は「消費税簡易課税制度不適用届出書」

　　③　その他必要となる資料

※５

(１)　課税売上割合の算定

　　　前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」の課税売上割合欄中の「資産の譲渡等の対価の額」に今回土地買収代金額（区分地上権、地役権設定代金を含む。）を加算した額により算定する。

(２)　収集資料（次の資料のうち、判定に必要となる資料を収集する。）

　　①　「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等（原則として前年又は前事業年度）

　　②　その他必要となる資料

※６　収集資料（次の資料のうち、判定に必要となる資料を収集する。）

　　①　「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等（原則として前年又は前事業年度）

　　②　その他必要となる資料

※７

　　①　個別対応方式を選択している場合

　　　　消費税等相当額補償＝ハの消費税等相当額の全部×（１－課税売上割合）

　　　（注）　課税売上割合は、※５で算定した割合による。

　　　　　　　ただし、「課税売上割合」に代えて、「課税売上割合に準ずる割合」の承認を税務署長から受けている場合にあっては、その割合による。

　　②　一括比例配分方式を選択している場合

　　　　消費税等相当額補償＝消費税等相当額の全部×（１－課税売上割合）

　　　（注）　課税売上割合は、※５で算定した割合による。

※８

(１)　特定期間

　　　特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の１月１日から６月３０日までの期間をいい、法人の場合には、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後６か月の期間をいう。ただし、前事業年度が１年でない場合などの特定期間についてはこれと異なるので注意されたい。

(２)　給与等支払額

　　　給与等支払額とは、特定期間中に支払った所得税の課税対象とされる給与、賞与等の合計額である（未払い給与等は対象とはならない）。支払明細書の控えや源泉徴収簿からの所得税の課税対象とされるものを合計して算出する。